

## ベトナム査証新入国法のご案内

ベトナム政府が決定されました新ベトナム入国法により、2015年1月1日から、15日以内の滞在でノービザの国籍（日本、韓国、ロシア、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド）であっても、30日以内に2回以上入国する場合は、必ず VISA を取得する必要と新規則に変更になりました。

例えば、日本国籍のパスポートを所持し、1週間のご旅行で、ハノイ（ベトナム）→シエムリアップ（カンボジア）→ホーチミン（ベトナム）を周遊する場合は、シングル VISA を1回取る必要があります。また、30日以内にベトナムに3度入国する場合は、マルチ VISA を取得しなければなりません。いずれとも1度目の入国は、ノービザでの入国できますが、2度目以降の入国の際は、VISA の取得が必要になります。

また以前は、パスポートの残存は3ヶ月以上でしたが、新法律施行後は、残存期間は「6ヶ月以上」となりますので、合わせてご注意ください。

### <査証申請のご案内>

#### 必要書類

- \*日本国籍：パスポート、申請書、カラーの証明写真1枚（縦4cm×横3cm）
- \*外国籍：パスポート、申請書、カラーの証明写真1枚（縦4cm×横3cm）、  
在留カードの両面コピー

（注意：台湾国籍の方は、証明写真が2枚必要です。）

詳しく弊社までお問合せください。

(株) SEN・トラベルサービス